



平成 15 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー・パブリッシャー
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二
(登録銘柄 コード番号 4311)
問合せ先 取締役管理部部長 小澤 政太郎
(TEL. 03-5786-1371)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 1 月 10 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び 280 条の 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 15 年 1 月 30 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社及び当社子会社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上へのインセンティブを一層高めること、また経営の健全性と社会的信頼の向上に対する意識を一層高めること、また、優れた技術力を有する開発会社との安定的な取引環境を確保することを目的として、下記要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員ならびに開発委託契約を締結している開発会社（以下「新株予約権者」と総称する。）
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 600 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率
 - (3) 発行する新株予約権の総数
600 個を上限とする。（新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数は 1 株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、上記（2）と同様の調整を行う。）
 - (4) 新株予約権の発行価格
無償とする。
 - (5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額（以下、「払込価額」という。）に（3）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。払込価額は、新

株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における日本証券業協会が公表する最終価格の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は上記払込価額に各新株予約権の行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合は除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整後生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年2月1日から平成22年1月29日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員については、当該新株予約権の行使時において当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了によりもしくは法令変更に伴い退任した場合または定年で退職した場合は、なお、その後も権利を行使することができる。
- ② 当社外部の開発会社については、新株予約権行使時に開発委託契約関係があることを要する。ただし、当社と競合関係にある他の会社の子会社になった場合もしくは当該他の会社の傘下会社になった場合は、権利を喪失する。
- ③ その他権利行使の条件は、本定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継されない場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全子会社となった場合は、その議案が当社株主総会で承認されたときは、本件新株予約権は無償で消却する。
- ② 新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で消却する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注1) 具体的な発行内容及び割当条件は上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注2) 上記の決議は、平成15年1月30日開催予定の当社第11回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上

【注意】

本資料に記載されている情報が証券取引法第 166 条第 2 項に定められた「重要事実」に該当する場合であって、公開後 12 時間が経過する時点（日本時間 2003 年 1 月 11 日午前 4 時頃。これを公表時点といいます。以下同じ。）までに本資料を読まれた方、およびその方の会社の他の役員・従業員で職務に関して本資料の内容を知らされた方は、証券取引法第 166 条第 3 項および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー規制に関する「第一次情報受領者」とされる可能性があります。「第一次情報受領者」は、上記公開時点までの間に当社の株券等の売買を行なうことは禁止されておりますのでご注意ください。